

平成26年1月31日

お客様各位

宮城第一信用金庫

「経営者保証に関するガイドライン」について

中小企業・小規模事業者等（以下「中小企業」という）の経営者の方々による個人保証（経営者保証）の課題解決を目的に、「経営者保証に関するガイドライン研究会」（日本商工会議所及び全国銀行協会が事務局）が、平成25年12月5日に公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当金庫は、平成26年2月1日以降、中小企業の皆さまとの間で、新たに保証契約を締結する場合、既存の保証契約の見直しや保証債務の整理をする場合等、本ガイドラインに基づき、誠実に対応してまいります。

（本ガイドラインの詳細については、以下をご参照ください。）

- 中小企業・小規模事業者の経営者の皆さまへ
- 経営者保証に関するガイドライン
- 経営者保証に関するガイドライン Q&A
- 「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務の整理に係る課税関係の整理に関する Q&A

以 上